五　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託
六　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除
七　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第百二十三条第一項の規定による交付
八　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
（国税局長又は税務署長への権限の委任に関する厚生年金保険法の規定の読替え）
第三十六条　法第百五十三条の二第二項の規定により厚生年金保険法第百条の五第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「事業所又は事務所の所在地」とあるのは、「住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）」と読み替えるものとする。
（国税局長又は税務署長への権限の委任）
第三十七条　国税庁長官は、法第百五十三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地とする。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。
2　国税局長は、必要があると認めるときは、法第百五十三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第六項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。
（機構が収納を行う場合）
第三十八条　法第百五十三条の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第百三十二条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があつた場合
二　法第百三十一条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合
三　法第百五十三条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項の規定により任命された法第百五十三条の六第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第五号及び第四十三条において「収納職員」という。）であつて併せて法第百五十三条の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料等を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料等の収納を希望した場合
四　職員が、保険料等を徴収するため法第百五十三条第一項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
五　前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合
（公示）
第三十九条　厚生労働大臣は、法第百五十三条の六第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。
2　機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読替え）
第四十条　法第百五十三条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用については、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条の十一第二項	前項	船員保険法第百五十三条の六第一項
	行う機構	行う日本年金機構（以下「機構」という。）
第百条の十一第三項	第一項	船員保険法第百五十三条の六第一項
	保険料等	保険料等（同法第百五十三条の二第一項に規定する保険料等をいう。第六項において同じ。）
第百条の十一第五項	前二項	船員保険法第百五十三条の六第二項において準用する前二項
第百条の十一第六項	前各項	船員保険法第百五十三条の六第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで
	第一項	同条第一項

（保険料等の収納期限）
第四十一条　機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。
（機構による収納手続）
第四十二条　機構は、保険料等につき、法第百五十三条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。
2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
（帳簿の備付け）
第四十三条　機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納した保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。
（厚生労働省令への委任）
第四十四条　第三十八条から前条までに定めるもののほか、法第百五十三条の六の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
（機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の読替え）
第四十五条　法第百五十三条の八第二項の規定による厚生年金保険法の準用については、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条の十第二項	機構	日本年金機構（次項において「機構」という。）
	前項各号	船員保険法第百五十三条の八第一項各号